

平成28年度

北竜町財政的援助団体等の
監査結果報告書

北竜町監査委員 長谷川 秀 幸
同 小 坂 一 行

平成28年度北竜町財政的援助団体等の監査結果報告書

目 次

1. 監査の実施日	1
2. 監査の目的	1
3. 監査対象団体	1
4. 監査実施団体	1
1) 社会福祉法人 北竜町社会福祉協議会	1・2
2) 北竜町交通安全協会	3
3) 北竜町交通安全指導員会	4
4) 北竜町女性連絡協議会	5
5) 北竜町子ども会育成連絡協議会	6
5. 監査の主眼	7
6. 監査結果	7
7. 指摘事項	7

北竜町財政的援助団体等の監査結果報告書

北竜町監査委員 長谷川 秀 幸
同 小 坂 一 行

1. 監査の実施日

平成28年12月21日（水）

2. 監査の目的

北竜町が補助金等の財政的援助を行っている団体に対し適正に補助金等が交付されているか、またその事業が補助金等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか監査を実施した。

3. 監査対象団体

北竜町が補助金、交付金、負担金、及び貸付金等の財政的援助を行っているすべての団体。

4. 監査実施団体

あらかじめ提出を求めた財政援助団体等32団体の資料に基づき、監査委員により次の5団体を監査実施団体として選定した。

1) 社会福祉法人 北竜町社会福祉協議会

a. 監査の場所

北竜町老人福祉センター会議室

b. 団体の概要

少子高齢化社会が進むなか、より一層福祉環境の充実が求められている。援護を必要とする高齢者や障がいを持つ方々が安心してその地域で暮らすことの出来る福祉の町づくりを目指し行政と連携を図り地域福祉の構築を進めつつ主に次の事業を実施している。

- ・福祉大会及び研修会
- ・生活福祉資金の貸し付け
- ・募金活動の推進
- ・生活改善運動の推進
- ・食の自立支援事業
- ・在宅福祉サービス事業
- ・高齢者生きがい事業
- ・地域対策事業

c. 組織

会長、副会長2名、理事10名、監事2名、評議員（町内会10人、団体15人）で構成され他に事務局員（局長1人、事務員1人）が任命されている。

d. 負担金の目的

- イ・北竜町社会福祉協議会の円滑な推進のため。
- ロ・北竜町社会福祉大会事業の円滑な推進のため。

e. 監査対象年度

平成27年度、平成28年度

f. 財政的援助の状況

イ・北竜町社会福祉協議会

年 度	予 算	補助申請 月日・額	決定 月日	回	補 助 金 交 付			実績報 告月日	確定 月日	
					申請月日	決定月日	交付月日			
平成 27 年度	千円 4,918	4/17 4,918,000	4/21 北指令 第23号	1	5/13	1,229,500	5/18	6/8	3/31	3/31
				2	7/8	1,229,500	7/8	7/29		
				3	10/1	1,229,500	10/1	10/16		
				4	3/31	1,229,500	3/31	4/11		
				計	4,918,000					
平成 28 年度	千円 5,097	4/14 5,097,000	4/15 北指令 第12号	1	4/21	2,548,500	4/17	5/11	-	-
				2	10/14	2,548,500	10/7	11/7		
				計	5,097,000					

ロ・北竜町社会福祉大会事業

年 度	予 算	補助申請 月日・額	決定 月日	回	補 助 金 交 付			実績報 告月日	確定 月日	
					申請月日	決定月日	交付月日			
平成 27 年度	千円 200	9/11 200,000	9/16 北指令 第55号	1	9/17	200,000	9/18	10/8	12/10	12/11
平成 28 年度	千円 200	9/26 200,000	9/29 北指令 第53号	1	10/4	200,000	10/5	10/12	11/16	11/21

2) 北竜町交通安全協会

a. 監査の場所

監査委員室

b. 団体の概要

交通道德の普及高揚を図り交通秩序の確立と交通安全の実現に寄与することを目的として活動されており、次の事業を行っている。

- ・交通安全対策の企画、立案及び推進
- ・交通法令の周知徹底
- ・交通知識の研究調査及び指導
- ・表彰に関する事項

c. 組織

会長、副会長 2 名、部会長 6 名、支部長 13 名、評議員 6 名、代議員 25 名
交通安全推進員 2 名で構成され他に事務局員(局長、書記 5 名)が任命されている。

d. 交付金の目的

北竜町交通安全指導員会事業の円滑な事業推進のため。

e. 監査対象年度

平成 27 年度、平成 28 年度

f. 財政的援助の状況

年 度	予 算	補助申請 月日・額	決定 月日	回	補 助 金 交 付			実績報 告月日	確定 月日
					申請月日	決定月日	交付月日		
平成 27 年度	千円 130	4/1 130,000	4/3 北指令 第 13 号	1	4/7 130,000	4/8	4/23	2/1	2/29
平成 28 年度	千円 130	4/1 130,000	4/5 北指令 第 10 号	1	4/27 130,000	5/11	5/23	—	—

3) 北竜町交通安全指導員会

a. 監査の場所

監査委員室

b. 団体の概要

道路交通の安全を保持するとともに、地域住民を交通事故から守り明るい町づくりに寄与することを目的として主に次の活動を行っている。

- ・交通安全日に主要な横断歩道及び交差点において、児童生徒の登下校時における安全通行の指導実施
- ・一般歩行者に対して正しい交通についての指導実施
- ・交通安全事業の諸行事に参加または協力
- ・その他交通の安全を保持するために必要な事項

c. 組織

指導員定数 20 名

役員 6 名（会長、副会長 2 名、幹事 1 名、監事 2 名）、委員 14 名で構成され他に事務局職員（会務、会計）が任命されている。

d. 補助金の目的

北竜町交通安全協会の円滑な事業推進のため。

e. 監査対象年度

平成 27 年度、平成 28 年度

f. 財政的援助の状況

年 度	予 算	補助申請 月日・額	決定 月日	回	補 助 金 交 付			実績報 告月日	確定 月日	
					申請月日	決定月日	交付月日			
平成 27 年度	千円 162	4/1 162,000	4/3 北指令 第 14 号	1	4/7	162,000	4/8	4/23	3/31	3/31
平成 28 年度	千円 162	4/1 162,000	4/5 北指令 第 9 号	1	4/27	162,000	5/11	5/23	-	-

4) 北竜町女性連絡協議会

a. 監査の場所

監査委員室

b. 団体の概要

町内女性が連携し明るく豊かな町づくりを目指し親睦を図りつつ、主に次の事業活動を行っている。

- ・町内女性相互の連絡及び情報交換
- ・町行事への参加協力

c. 組織

連絡委員（各町内会〈13〉より1名うち代表者1名選出）で構成されている。

d. 補助金の目的

北竜町女性連絡協議会の円滑な事業推進のため。

e. 監査対象年度

平成27年度、平成28年度

f. 財政的援助の状況

年 度	予 算	補助申請	決定	回	補 助 金 交 付			実績報 告月日	確定 月日	
		月日・額	月日		申請月日	決定月日	交付月日			
平成 27 年度	千円 75	9/4 75,000	9/4 北指令 第52号	1	9/15	75,000	9/17	10/8	2/18	2/24
平成 28 年度	千円 75	9/27 75,000	9/29 北指令 第51号	1	10/17	75,000	10/18	10/26	-	-

5) 北竜町子ども会育成連絡協議会

a. 監査の場所

監査委員室

b. 団体の概要

町内の子ども会活動の活発化を図り、子どもたちの心身の健全な育成を図ることを目的として主に次の事業活動を行っている。

- ・子ども会活動を指導するための研修及び調査研究
- ・子ども会活動を育成するために必要な事業
- ・育成会活動に必要な資料及び情報交換

c. 組織

会長、副会長 2 名、監事 2 名で構成され他に事務局員 2 名が置かれている。

d. 補助金の目的

北竜町子ども会育成連絡協議会の活動推進のため。

e. 監査対象年度

平成 27 年度、平成 28 年度

f. 財政的援助の状況

年 度	予 算	補助申請 月日・額	決定 月日	回	補 助 金 交 付			実績報 告月日	確定 月日	
					申請月日	決定月日	交付月日			
平成 27 年度	千円 122	7/30 122,000	8/5 北指令 第 45 号	1	8/6	122,000	8/18	8/31	3/31	3/31
平成 28 年度	千円 122	4/15 122,000	4/17 北指令 第 19 号	1	10/17	122,000	10/11	10/26	—	—

5. 監査の主眼

- ・補助金等は協議会の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。
- ・補助金等に係る会計経理等は適正に行われているか。
- ・補助等事業者に対する指導監督は適正に行われているか。
- ・補助金等の交付手続き及び時期は適切か。
- ・補助金等の交付は適切になされているか。

6. 監査結果

監査に付された社会福祉法人 北竜町社会福祉協議会他 4 団体の各種事業について、補助金等が適正に交付されているか、帳簿、伝票などにより補助金等にかかる事務処理及び経理が適正に行われているか、また予定されていた事業計画が適正に執行されているかについて検証した。

その結果、口頭において注意、指導及び改善を行った軽易な事項を除き、それぞれの団体における補助金等にかかる事務処理は、補助金等の交付の申請から同実績報告書まで北竜町補助金等交付規則に従って手続きされていた。

これらの補助金等の交付については規則により補助金等の確定後において交付するものとされている。ただし、町長が補助事業等の遂行上必要があると認めた時は概算払いにおいて補助決定額の 80%以内、また町長が特に必要と認めた場合には決定額の全補助金を確定前に交付することが出来ることとなっている。

しかしこれらの決裁がなされないまま、全団体に対し補助金等の確定前において全補助金が交付されていたので見直されたい。

なお、予定されていた事業計画は会計処理を含めその目的に沿ってそれぞれ適切かつ効果的に執行されており、監査に付された 5 団体の事業全体が財政援助の目的に合致し適切に処理されていると認められる。

町はこれら 5 団体から提出される実績報告書を適正評価のもと補助金等の交付を適切に判断し、それぞれの団体が目的達成のため事業活動を円滑に促進出来るよう育成保護及び奨励を引き続き図られることを期待します。

7. 指摘事項

北竜町補助金等交付規則に基づいた補助金等の交付に努められたい。